

大村市ネーミングライツガイドライン

令和 7 年 7 月

大 村 市

1 趣旨

このガイドラインは、本市が所有する公共施設等の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を民間企業等に付与する制度を円滑に導入し、その適正な運用を図るため、対象とする施設等、募集の方法のほかネーミングライツに関する事項について、基本的な考え方を示すものです。

2 ネーミングライツとは

（1）ネーミングライツの内容

- ①ネーミングライツとは、契約により施設等の名称に企業名や商品名等を含めた愛称を付与する代わりに、ネーミングライツを取得した民間企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価を得て、施設等の運営維持と利用者のサービス向上を図るものです。
- ②ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツの対価として本市にネーミングライツ料（金銭以外の役務、現物の提供を含む。）を支払うものとします。
- ③本市は、ネーミングライツによる愛称を本市ホームページや広報などの情報媒体において積極的に使用し、その周知に可能な限り努めるものとします。
- ④ネーミングライツによって付与する愛称は、一般的な愛称として使用し、条例で定める施設等の名称を変更するものではありません。

（2）ネーミングライツ導入の効果

- ①厳しい財政状況の中、安定的な財源を確保することによる施設等の持続的・発展的な運営に資することができます。
- ②民間企業等においては、広告宣伝効果及び社会貢献によるイメージアップにつながります。
- ③民間企業等の資源やノウハウ等を活用することにより、施設等の魅力向上や市民サービスの向上につながります。

3 対象施設等

- （1）本市が所有するスポーツ施設、文化施設、公園などの施設（及びそれらの一部）のうちネーミングライツを導入することにより効果が見込まれる施設等を対象とします。
- （2）対象とする施設等は、施設等の設置目的、利用者数やメディアに取り上げられる頻度などを考慮し決定するものとします。

ただし、市庁舎、学校、保育所等、施設の設置目的上、愛称を付することが適当でないと判断するものは対象から除外します。

- (3) 対象とする施設等が指定管理者による管理運営を行っている場合は、指定管理者の不利益とならぬよう、あらかじめ本市が当該指定管理者と協議を行うこととします。

なお、指定管理者の募集及び更新時に合わせてネーミングライツを導入する場合は、あらかじめ指定管理者の募集要項等において、当該施設においてネーミングライツ・パートナーを募集する旨を周知します。

4 導入の手続き

(1) ネーミングライツ・パートナーの募集方法等

ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則公募とし、本市ホームページへの掲載等により行います。

ネーミングライツ導入の手続きについては、本市があらかじめ指定する施設等について募集要項を定め、当該要項に基づき、ネーミングライツ・パートナーを募集する場合（以下「施設等特定募集型」という。）又は民間企業等からの提案に基づきネーミングライツ・パートナーを決定する場合（以下「民間提案型」という。）のいずれかにより実施することとします。

それぞれの手法による導入までの手続きは、概ね次のとおりです。

なお、ネーミングライツ導入の妥当性の判断に当たっては、必要に応じて関係者への意見聴取等を行うこととします。

①施設等特定募集型

- ア 対象施設等の選定
- イ 募集条件（ネーミングライツ料、愛称の使用期間、愛称の命名に係る条件、愛称使用に係る費用負担等）の決定及び募集要項の作成
- ウ ネーミングライツ・パートナーの募集
- エ 民間企業等からの申込
- オ 審査委員会による審査
- カ 契約協議
- キ ネーミングライツ・パートナーの決定及び契約締結
- ク 施設等の表示変更及び市民等への周知
- ケ 愛称の使用開始

②民間提案型

- ア 募集要項の作成
- イ ネーミングライツ・パートナーの募集
- ウ 民間企業等がネーミングライツを導入したい施設等の名称、ネーミングライツ料、愛称、愛称の使用期間等に係る考え方を提案
- エ ①施設等特定募集型 オ～ケと同様

※導入手続きのフロー図は「別紙」のとおり

(2) 募集期間

施設等特定募集型については、応募者にとって、応募に際し十分な検討期間を確保する必要があることから、募集期間は原則として周知期間を含め、1ヶ月程度の期間を設けることとします。

5 ネーミングライツ料

(1) ネーミングライツ料については、対象とする施設等の規模、利用者数、見込まれる広告効果、導入に係る経費、他の自治体の類似事例などを勘案し、施設等ごとに設定します。

また、ネーミングライツ料は金銭によることを原則としますが、維持管理等に係る資材の提供や清掃などの役務（サービス）の提供（以下「役務等の提供」という。）などを対象とする場合があります。

なお、募集に当たっての取扱いは、原則として次のとおりとします。

①金銭による場合

ア 本市が想定する「最低価格」を公表して募集

イ 本市が想定する「最低価格」を公表せず（価格提案を求める）募集

②役務等の提供による場合

ア 本市が想定する「役務等の提供」内容を公表して募集

イ 本市が想定する「役務等の提供」内容を公表せず（役務等の提供内容の提案を求める）募集

※上記のほか、「金銭による場合」及び「役務等の提供による場合」を組み合わせる募集することも可能とします。（例：原則として「金銭による場合」により募集するものの、金銭に代えて「役務等の提供」による応募も可能とする。）

(2) ネーミングライツにより本市が得た対価は、原則として当該施設等の運営・管理に活用します。

(3) ネーミングライツ料（金銭による場合に限る。）は、原則として毎年度当初に、本市が発行する納入通知書により4月末日までに一括して支払うこととします。

契約期間が年度途中から始まる場合又は年度途中で終わる場合は、月割により按分計算します。

6 契約期間

原則3年以上5年以下とします。ただし、指定管理者制度導入（予定）施設については、指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。

7 応募資格

応募資格を有する者は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人その他の団体とします。ただし、次のいずれかに該当するものは、応募すること

ができません。

なお、これ以外の事項についても規定する場合があります。応募資格の詳細についてはそれぞれの募集要項において定めます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当するもの
- (2) 大村市入札参加資格者指名停止措置要領による指名停止を受けているもの
- (3) 大村市内に本社や支店等を有する場合、市税等の滞納があるもの
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされているもの
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定による清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産開始手続開始の申立てがなされているもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく風俗営業その他風俗営業に類似したもの
- (7) 消費者金融に係るもの
- (8) たばこに係るもの
- (9) ギャンブル（宝くじを除く）に係るもの
- (10) 各種法令に違反しているもの
- (11) 政治性又は宗教性のあるもの
- (12) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当するもの、及び次の各号に掲げるものがその経営に実質的に関与しているもの
 - ①暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ②自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - ③暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - ④暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - ⑤暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしているもの
- (13) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合し、施設の管理運営に支障をきたす可能性があるもの（現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）
- (14) その他、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市長が認めるもの

8 愛称の条件

愛称には企業名、商品名等を含めることができます。ただし、次のすべての条件を満たす

ものとしします。

なお、施設等の特性に応じて、特定の地名やキーワード等を含めるなど、各施設等の募集要項に条件を定めることがあります。条件の詳細はそれぞれの募集要項で定めます。

(1) 施設等のイメージを損なうことなく、施設等の種別が容易に理解でき、市民や利用者にとって、親しみやすい、呼びやすい愛称としします。

(2) 次のいずれかに該当するものは、愛称の対象としないこととしします。

- ①法令等に違反するもの又は違反行為を助長するおそれがあるもの
- ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ④政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤社会問題についての主義主張に当たるもの
- ⑥個人の名刺広告
- ⑦国、地方公共団体その他公共の機関が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- ⑧消費者保護の観点から有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- ⑨社会的批判を招くおそれのあるもの
- ⑩内容が明確でないもの
- ⑪教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- ⑫青少年の保護及び健全育成の観点から有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- ⑬第三者の財産権（商標権、著作権等）、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑭第三者をひぼうし、中傷し、若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑮その他市長が愛称として使用することが適当でないとするもの

(3) 愛称の決定後、本市は原則として、愛称を使用することとしします。ただし、愛称が定着するまでの期間等、必要があると認める場合は、愛称に加え、正式名称を併記する場合があります。

なお、愛称の使用に当たって、愛称についての知的財産権をネーミングライツ・パートナーが取得した場合においても、本市はこれを無償で使用できることとしします。

(4) 愛称の導入による混乱を避けるため、契約期間中、原則として愛称の変更はできません。

ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、本市とネーミングライツ・パートナーとで協議の上、その可否を決定するものとしします。

9 関係法令の遵守

ネーミングライツの導入による看板等への愛称の表示（字体やロゴマークの使用等）については、大村市屋外広告物条例等の規定を遵守することとしします。詳細については、それぞれの募集要項で定めます。

10 審査方法

ネーミングライツ・パートナーの審査に当たっては、大村市ネーミングライツ・パートナー審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、総合的に審査を行います。

著しく点数の低い審査項目がある場合など、本市が適当でないと認める場合には、選定しないことがあります。

なお、応募者が1者の場合であっても、審査委員会を開催し、応募者のネーミングライツ・パートナーとしての適否を決定します。

11 審査項目及び審査のポイント

主に以下の視点で審査項目等を定め、審査委員会で審査します。

なお、これ以外の事項についても規定する場合があります。審査項目等の詳細はそれぞれの募集要項に定めます。

審査項目	審査のポイント
応募者	応募資格を有しているか 応募者の経営の健全性 等
愛称	施設等のイメージや設置目的との整合性 親しみやすい、分かりやすい、呼びやすい愛称か 等
ネーミングライツ料 (役務等の提供内容)	応募金額等の妥当性 (役務等の提供内容の妥当性)
契約期間	契約期間の妥当性
地域貢献等	地域社会への貢献の実績 本市に本店や支店を有しているか 等
その他の付帯的なサービスの考え方 ※施設等の特性を踏まえ、必要に応じて設定	施設等の魅力向上につながる内容か 市民サービスの向上につながる内容か 提案内容の実現可能性 等

12 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツ・パートナーの決定及び契約の締結

選定した者と、契約の内容について協議が整った場合にはネーミングライツに関する契約を締結します。

(2) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーが決定したときは、ネーミングライツ・パートナーの名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を本市ホームページ等により公表します。

13 費用負担

ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ料のほか、施設等に設置されている施設名の表示の変更が必要と認める場合は、別途費用を負担する必要があります。

なお、施設名の表示等の変更に係る本市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、原則として、次によるものとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の表示変更（※1）		○
契約期間終了後の原状回復		○
本市及び指定管理者等が作成する印刷物（パンフレット、封筒等）（※2）	○	
本市及び指定管理者等が管理するホームページの表示変更（※3）	○	

※1 敷地外や新規の看板設置等は、ネーミングライツ・パートナーが本市や関係機関等と設置の可否について協議を行い、必要な許可等を受けた上で行うこととします。

※2 愛称決定時に既に使用している印刷物は、原則としてそのまま使用します。

なお、残部数や改訂時期等を考慮し、本市が新たに作成する印刷物については、愛称を使用することとします。また、指定管理者等が作成する印刷物がある場合は、本市における取扱いと同様とすることを基本に本市が指定管理者等と調整します。

※3 本市が管理するホームページについては、本市において愛称導入時に表示を変更します。また、指定管理者等が管理するホームページがある場合は、本市における取扱いと同様とすることを基本に本市が指定管理者等と調整します。

14 契約の解除

社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと認められるときは、本市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

なお、その場合における、原状回復に必要な費用等はネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。また、既に納入されたネーミングライツ料は原則として返還しないものとします。

15 契約の更新

本市は契約期間満了までに、当該施設等について、ネーミングライツの継続実施の可否について判断します。

なお、愛称の変更による市民等の混乱を避けるため、当該ネーミングライツ・パートナーは、次回契約について、優先的に交渉できることとします。

16 リスク負担

ネーミングライツ・パートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うものとします。

その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、本市とネーミングライツ・パートナーが協議し決定するものとします。

17 秘密の保持

応募内容については、ネーミングライツ導入に関する目的以外には使用しません。

18 施行時期

このガイドラインは、令和7年8月1日から施行します。